

○東久留米市地域自立支援協議会設置要綱

平成24年 8 月 3 日訓令乙第142号

改正

平成25年 2 月25日訓令乙第 4 号

東久留米市地域自立支援協議会設置要綱

(目的)

第 1 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の 3 の規定に基づき、障害福祉に関する関係者による相互の連携及び、地域における情報共有、支援体制の整備について協議を行うために設置する東久留米市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第 2 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 相談支援事業に係る中立・公平性の確保に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワークの構築に関すること。
- (3) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (4) 障害福祉計画に関すること。
- (5) その他障害福祉に関することで協議会が必要と認めること。

(委員構成)

第 3 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから17名以内をもって構成し、市長が委嘱する。

- (1) 障害福祉に関する学識経験者
- (2) 障害当事者又は障害者団体・家族会等の代表者
- (3) 相談支援事業者
- (4) 障害福祉サービス事業者
- (5) 保健医療関係者
- (6) 教育関係者
- (7) 就労支援関係者
- (8) 民生児童委員の代表者
- (9) 社会福祉協議会の代表者

(会長及び副会長)

第4 協議会に会長1名及び副会長1名を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5 委員の任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第6 協議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取できる。

(専門部会)

第7 協議会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(守秘義務)

第8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局及び庶務)

第9 協議会の事務局は、東久留米市立さいわい福祉センターに置き、協議会の庶務は事務局及び障害福祉課において処理する。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この訓令は、平成24年10月1日から施行する。

付 則 (平成25年2月25日訓令乙第4号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。